○内閣府令第　　号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣　高市　早苗

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定非財務情報監査証明業（第三条―第十五条）
第三章　特定非財務情報監査証明業者等
第一節　総則（第十六条―第二十七条）
第二節　業務（第二十八条―第三十三条）

第三節　経理（第三十四条―第三十九条）
第四節　監督（第四十条―第四十二条）
第五節　認定特定非財務情報監査証明業協会（第四十三条）
第六節　雑則（第四十四条）
第四章　雑則（第四十五条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令（第六号に掲げる用語にあっては、第五条第二項第二号及び第十五条第一項第一号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定非財務情報監査証明　金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第四十六項に規定する特定非財務情報監査証明をいう。

二　特定非財務情報監査証明業　法第二条第四十七項に規定する特定非財務情報監査証明業をいう。

三　特定非財務情報監査証明業者　法第二条第四十八項に規定する特定非財務情報監査証明業者をいう。

四　役員　法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。

五　記載対象書類　法第二十六条の四第二項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する記載対象書類をいう。

六　特定非財務情報　法第二十六条の四第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定非財務情報をいう。

七　特定提出者　法第二十六条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定提出者をいう。

八　業務執行担当者　法第二十六条の七第一項第四号に規定する業務執行担当者をいう。

九　連結子会社　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次号において「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

十　持分法適用会社　連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条

第六号に規定する非連結子会社をいう。第十五条第一項第九号において同じ。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）をいう。

（氏名の記載）

第二条　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第二章　特定非財務情報監査証明業

（平均時価総額の算定方法）

第三条　金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第五条の五に規定する平均時価総額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十五条第七項において同じ。）の規定による届出書又は法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十五条第七項において同じ。）の規定による有価証券報告書（以下この号において「有価証券届出書等」という。）

を提出しようとする日が上場日（特定提出者の発行する令第五条の五各号に掲げる有価証券（以下この条において「株券等」という。）が、法第二十四条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。次号において同じ。）以後五事業年度（有価証券届出書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（以下「直前事業年度」という。）を除く。）の末日を経過している場合　直前事業年度の前事業年度の末日及び当該前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日における株券等の市場価額の総額（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいい、同条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）における市場価額の総額をいう。次号において同じ。）の合計を五で除して得た額

二　前号に掲げる場合以外の場合　上場日以後に経過した事業年度（直前事業年度を除く。）全ての末日における株券等の市場価額の総額の合計を当該経過した事業年度全ての末日の数で除して得た額

（特定非財務情報監査証明の範囲から除かれる情報）

第四条　法第二十六条の五第一項に規定する監査証明を受けなくても投資者の投資判断に影響を及ぼすおそ

れが少ないものとして内閣府令で定めるものは、サステナビリティ開示基準（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。次条第二項第一号及び附則第二条第一項第二号において「開示府令」という。）第二十三条第一項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下同じ。）に従って作成された特定非財務情報のうち、ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）に係る情報その他の特定非財務情報監査証明を受けなければならないものとして金融庁長官が定めるもの以外のものとする。

（特定非財務情報監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第五条　法第二十六条の五第一項の規定により監査証明を受けなければならない特定提出者が同項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがない理由を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

２　外国の者が次に掲げる要件の全てを満たすときは、法第二十六条の五第一項の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとする。

一　開示府令第二十三条第二項各号に掲げる外国の基準（同項の規定によりサステナビリティ開示基準とみなされるものに限る。）に従って特定非財務情報を作成していること。

二　法第二十六条の五第一項に規定する特定非財務情報（第十五条において「監査証明対象特定非財務情報」という。）について、外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、特定非財務情報監査証明に類する証明をすることを業とする者（第三十七条第一項第二号ヘにおいて「外国特定非財務情報監査証明事務所等」という。）の監査証明（金融庁長官が法第二十六条の五第一項の監査証明に相当すると認めるものに限る。）を受けていること。

（特定提出者と密接な関係を有する者）

第六条　法第二十六条の五第二項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（令第五条の六第二項に規定する会社等をいう。以下同じ。）とする。

一　特定提出者の連結子会社等（連結子会社及び持分法適用会社をいう。以下この条において同じ。）又は特定提出者をその連結子会社等とする会社等

二　特定提出者をその連結子会社等とする会社等の連結子会社等（特定提出者を除く。）

（実質的に支配していると認められる関係）

第七条　法第二十六条の五第二項第五号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する内閣府令で定める関係は、特定非財務情報監査証明業者と子会社等（令第五条の六第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は関連会社等との関係とする。

2　前項に規定する関連会社等とは、特定提出者（当該特定提出者が子会社等を有する場合には、当該子会社等を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社等以外の他の会社等とする。

3　前項に規定する子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次に掲げる場合とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　子会社等以外の他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。次号及び第三号において同じ。）の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第十二条において同じ。）の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二　子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社等以外の他の会社

等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ　子会社等以外の他の会社等に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。第十二条第二号ニにおいて同じ。）を行っていること。

ハ　子会社等以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　子会社等以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ　その他子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（業務の制限等）

第八条　法第二十六条の五第二項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　特定非財務情報の作成に関する業務

二　特定非財務情報の作成に係る情報システムの整備又は管理に関する業務

三　内部監査の外部委託に関する業務（特定非財務情報の作成に関係するものに限る。）

四　前三号に掲げるもののほか、特定非財務情報監査証明を行おうとする特定非財務情報を自らが作成していると認められる業務又は特定提出者の経営判断に関与すると認められる業務

（特定非財務情報監査証明に係る業務等）

第九条　令第五条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務は、特定提出者との間における次に掲げるものとする。

一　特定非財務情報監査証明に係る業務又はこれに類する業務

二　前号に掲げるもののほか、特定提出者との契約に基づき行う業務であって特定非財務情報監査証明を実施した特定非財務情報監査証明業者の独立性の保持に影響を与えると認められない業務

（特別の事情を有する債権又は債務）

第十条　令第五条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあっては、当該各号に掲げるものに基づく債権）又は第十三号から第十八号までに掲げるものに係る債務（第十七号にあっては、同号に掲げるものに基づく債務）とする。

一　預金（貯金を含む。）

二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等

三　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する掛金

四　特別の法令により設立された法人の発行する債券

五　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条に規定する長期信用銀行債

六　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特定社債

七　その債務について政府が保証している社債

八　内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）がその残額を取得するものとされたもの

九　金銭信託のうち、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託を含む。）

十　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第三項の投資信託

十一　生命保険契約

十二　損害保険契約

十三　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する営業所若しくは事務所の建築又は購入の費用（土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。）の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（特定提出者に係る特定非財務情報監査証明に係る業務を行う前にした借入れに限る。）であって、当該住宅、営業所若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によって担保されているもの

十四　自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する営業所若しくは事務所（特定提出者に係る特定非財務情報監査証明に係る業務を行う前から賃借しているものに限る。）に係る賃借料、管理費及び更新料

十五　自己の用に供する自動車又は自己の業務の用に供する自動車の購入費用の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（特定提出者に係る特定非財務情報監査証明に係る業務を行う前にした借入れに限る。）

十六　電気、ガス、上下水道及び電話の使用料金

十七　法令の規定により金銭の供託が命じられた場合に、所要の供託金を供託する旨の契約

十八　第十三号から前号までに掲げるもののほか、特定提出者による特定非財務情報監査証明業者の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供

（特定非財務情報監査証明業者と特定提出者との特別の利害関係）

第十一条　令第五条の六第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務に関与する業務執行担当者のうちに当該特定提出者の親会社等（令第五条の六第二項に規定する親会社等をいう。第十三条第二項第一号において同じ。）又は子会社等の使用人である者がある場合

二　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務に関与する業務執行担当者の補助者として従事する者（第四号及び附則第二条において単に「補助者」という。）のうちに次のいずれかの関係を有する者がある場合

イ　法第二十六条の五第二項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。第四号イ及び第六号イにおいて同じ。）に規定する関係

ロ　令第五条の六第一項第六号（へを除く。）に規定する関係

ハ　前号に規定する関係

三　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者の連結子会社又は持分法適用会社との間に法第二十六条の五第二項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）又は令第五条の六第一項第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

四　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務に関与する業務執行担当者又はその補助者のうちに特定提出者の連結子会社又は持分法適用会社との間に次のいずれかの関係を有する者がある場合

イ　法第二十六条の五第二項第三号に規定する関係

ロ　令第五条の六第一項第六号イからヘまで（補助者にあっては、ヘを除く。）に規定する関係

五　特定非財務情報監査証明業者の役員のうちに特定提出者の持分法適用会社の取締役、執行役若しくは監査役（これらに準ずる者を含む。）又は使用人である者がある場合

六　特定非財務情報監査証明業者の役員の半数以上の者が、特定提出者の連結子会社又は持分法適用会社との間に次のいずれかの関係を有する場合

イ　法第二十六条の五第二項第三号に規定する関係

ロ　令第五条の六第一項第六号イからヘまでに規定する関係

（親会社等）

第十二条　令第五条の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関

をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一　他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この条において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二　他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ　役員、業務執行担当者若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務

及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について融資を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

（関係会社等）

第十三条　令第五条の六第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。

一　特定提出者の子会社等

二　特定提出者の関連会社等（第七条第二項に規定する関連会社等をいう。次項第二号において同じ。）

２　令第五条の六第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。

一　特定提出者の親会社等

二　特定提出者が他の会社等の関連会社等である場合における当該他の会社等

（特定非財務情報監査証明の基準及び手続）

第十四条　法第二十六条の五第一項の監査証明は、特定非財務情報監査証明業者が作成する特定非財務情報監査証明報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。

２　前項の電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

3　第一項の特定非財務情報監査証明報告書は、一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準及び慣行に従って実施された特定非財務情報監査証明の結果に基づいて作成されなければならない。

4　金融庁又は金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会が公表する基準であって金融庁長官が定めるものは、前項に規定する一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準に該当するものとする。

（特定非財務情報監査証明報告書の記載事項）

第十五条　前条第一項の特定非財務情報監査証明報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、特定非財務情報監査証明を実施した特定非財務情報監査証明業者の業務執行担当者が作成の年月日を付して署名し、当該特定非財務情報監査証明業者の商号又は名称を記載しなければならない。

一　実施した特定非財務情報監査証明に関する次に掲げる事項

イ　当該特定非財務情報監査証明の対象となった特定非財務情報の範囲

ロ　法第二十六条の五第一項に規定する特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準（監

査証明対象特定非財務情報の作成及び開示に関する基準であって、サステナビリティ開示基準のうちの金融庁長官が定める部分から成るものをいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

二　前号ロの結論の根拠（第三項各号に掲げる結論又は意見を記載する場合は当該結論又は意見の根拠。第五項において同じ。）

三　追記情報

四　その他の記載内容に関する事項（第十一項に規定する結論又は意見の表明をしない旨及びその理由を記載する場合を除く。）

五　経営者及びガバナンスに責任を負う者（特定非財務情報の報告に係る過程を監視する責任を負う者をいう。第七項第二号及び第八項並びに第四十五条において同じ。）の責任

六　特定非財務情報に関する固有の限界

七　特定非財務情報監査証明業者の責任

八　実施した手続の概要（第三項第二号又は第三号に掲げる意見を記載する場合を除く。）

九　特定非財務情報監査証明業者（同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどしてその業務を行う者で構成される組織をいう。第三十七条第一項第二号ヘ⑷において同じ。）に属する者を含む。以下この号において同じ。）が特定提出者又はその連結子会社若しくは非連結子会社から受け取った、又は受け取るべき報酬（当該非連結子会社から受け取った、又は受け取るべき報酬にあっては、当該特定非財務情報監査証明業者の独立性の保持に影響を与えると認めるに足りる相当の理由があるものに限る。）に関する事項

2　前項第一号ロの結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定の結論　監査証明対象特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかった旨

二　除外事項を付した限定付結論　監査証明対象特定非財務情報について、除外事項を除き特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかった旨

三　否定的結論　監査証明対象特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められた旨

3　第一項の特定非財務情報監査証明業者は、同項第一号ロの結論に代えて、監査証明対象特定非財務情報について、次の各号に掲げるいずれかの結論又は意見を特定非財務情報監査証明報告書に記載することができる。

一　監査証明対象特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

二　監査証明対象特定非財務情報が、全ての重要な点において特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていると認められるかどうかの意見

三　監査証明対象特定非財務情報が、特定サステナビリティ開示基準に準拠して全ての重要な点において適正に表示されていると認められるかどうかの意見

4　前項各号に掲げる結論又は意見は、次の各号に掲げる結論又は意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　前項第一号に掲げる結論　次のイからハまでに掲げる結論の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定の結論　監査証明対象特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかった旨

ロ　除外事項を付した限定付結論　監査証明対象特定非財務情報について、除外事項を除き特定サステナビリティ開示基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかった旨

ハ　否定的結論　監査証明対象特定非財務情報について、特定サステナビリティ開示基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められた旨

二　前項第二号に掲げる意見　次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査証明対象特定非財務情報が、全ての重要な点において特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査証明対象特定非財務情報が、除外事項を除き全ての重要な点において特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていると認められる旨

ハ　不適正意見　監査証明対象特定非財務情報が、特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成されていると認められない旨

三　前項第三号に掲げる意見　次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査証明対象特定非財務情報が、特定サステナビリティ開示基準に準拠して全ての重要な点において適正に表示されていると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査証明対象特定非財務情報が、除外事項を除き特定サステナビリティ開示基準に準拠して全ての重要な点において適正に表示されていると認められる旨

ハ　不適正意見　監査証明対象特定非財務情報が不適正である旨

5　第一項第二号の結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　特定非財務情報監査証明が前条第三項に規定する一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証

明に関する基準に準拠して行われた旨

二　実施した手続の性質に関する事項（第三項第二号及び第三号に掲げる意見を記載する場合を除く。）

三　特定非財務情報監査証明業者が職業倫理及び独立性に関する法令並びに法第二十六条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十五条第一号ロにおいて同じ。）に規定する基準を遵守している旨

四　法第二十六条の十三に規定する業務管理体制を整備し、運用している旨

五　特定非財務情報監査証明に際して入手した証拠が結論（第三項第二号又は第三号に掲げる意見を記載する場合は意見。第七項第三号において同じ。）の表明の基礎を与えるものであること。

六　次のイからニまでに掲げる結論又は意見を記載した場合、その根拠

イ　第二項第二号及び前項第一号ロに掲げる除外事項を付した限定付結論

ロ　第二項第三号及び前項第一号ハに掲げる否定的結論

ハ　前項第二号ロ及び第三号ロに掲げる除外事項を付した限定付適正意見

ニ　前項第二号ハ及び第三号ハに掲げる不適正意見

6　第一項第三号の追記情報は、特定非財務情報監査証明業者が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

7　第一項第四号のその他の記載内容（法第五条第一項の規定による届出書のうち特定非財務情報監査証明の対象である特定非財務情報及び特定非財務情報監査証明報告書、証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により提出される訂正届出書のうち特定非財務情報監査証明の対象である特定非財務情報及び特定非財務情報監査証明報告書、証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書のうち特定非財務情報監査証明の対象である特定非財務情報及び特定非財務情報監査証明報告書以外の記載内容又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出される訂正報告書のうち特定非財務情報監査証明の対象である特定非財務情報及び特定非財務情報監査証明報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する

事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　その他の記載内容の範囲

二　その他の記載内容に対する経営者及びガバナンスに責任を負う者の責任

三　その他の記載内容に対して特定非財務情報監査証明業者は結論を表明するものではない旨

四　その他の記載内容に対する特定非財務情報監査証明業者の責任

五　その他の記載内容について特定非財務情報監査証明業者が報告すべき事項の有無及びその内容

8　第一項第五号の経営者及びガバナンスに責任を負う者の責任は、次の各号に掲げる責任の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　経営者の責任　次に掲げる事項

イ　特定サステナビリティ開示基準に準拠して特定非財務情報を作成する責任があること。

ロ　特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成された特定非財務情報に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

二　ガバナンスに責任を負う者の責任　特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成された特定非財務

情報の報告に係る過程を監視する責任があること。

9　第一項第六号の特定非財務情報に関する固有の限界は、記載すべき事項がない場合は省略することができる。

10　第一項第七号の特定非財務情報監査証明業者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　特定非財務情報監査証明業者の責任は独立の立場から特定サステナビリティ開示基準に準拠して作成された特定非財務情報に対する結論又は意見を表明することにあること。

二　虚偽の表示は不正又は誤謬により発生する可能性があること。

三　特定非財務情報監査証明業者は特定非財務情報監査証明に係る業務の過程を通じて専門家としての判断を行い手続を立案し、実施すること（その実施した手続に関する事項を含む。）。

11　特定非財務情報監査証明業者は、重要な手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号ロの結論又は第三項各号に掲げる結論若しくは意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、第一項第一号ロの結論又は第三項各号に掲げる結論若しくは意見の表明をしない旨及びその理由を特定非財務情報監査証明報告書に記載しなければならない。

12　第一項第一号イの特定非財務情報監査証明の対象となった特定非財務情報に監査証明対象特定非財務情報以外の特定非財務情報が含まれる場合における第二項から第四項まで、第八項及び第十項の規定の適用については、これらの規定中「特定サステナビリティ開示基準」とあるのは「特定サステナビリティ開示基準及び特定提出者と合意した基準」と、第二項から第四項までの規定中「監査証明対象特定非財務情報」とあるのは「第一項第一号イに規定する特定非財務情報監査証明の範囲となった特定非財務情報」とする。

第三章　特定非財務情報監査証明業者等

第一節　総則

（登録の申請）

第十六条　法第二十六条の六の登録を受けようとする者は、第一号様式により作成した法第二十六条の七第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書の記載事項）

第十七条　法第二十六条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録申請者（株式会社に限る。）の特定主要株主（法第三十二条第四項に規定する特定主要株主をいう。以下この号、第二十条第一項第六号及び第三十六条第一項において同じ。）の商号、名称又は氏名及び主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、特定主要株主を除く。第二十条第一項第六号及び第三十六条第一項において同じ。）の商号、名称又は氏名

二　登録申請者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項

イ　本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名

ロ　イの国において特定非財務情報監査証明に係る業務に相当する業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下ロにおいて「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地

（業務の内容及び方法）

第十八条　法第二十六条の七第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営の基本方針及び経営管理に関する措置

二　法令等遵守に関する措置

三　業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

四　業務に係る契約の締結及び更新

五　業務執行担当者その他の者の選任

六　人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

七　業務の実施及びその審査

八　業務に関する情報の収集及び伝達

九　前任及び後任の特定非財務情報監査証明業者との間の業務の引継ぎ

十　前各号に掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

十一　前各号に掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下この号において「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

十二　第三号から第十号までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下この号において「モニタリン

グ」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

（業務執行担当者の知識及び経験を確認するための事項）

第十九条　法第二十六条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、業務執行担当者が第二十五条第一号イからハまでに掲げる事項に係る知識及び同条第二号に規定する経験を有することを証する事項とする。

（登録申請書の添付書類）

第二十条　法第二十六条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二　役員に関する次に掲げる書類

イ　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の旧氏及び名を、当該役員の氏名に併せて法第二十六条の七第一項の登録申請書に記載した場

合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ　役員が法第二十六条の九第九号ニに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十六条の九第九号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三　業務執行担当者に関する次に掲げる書類

イ　業務執行担当者の履歴書

ロ　業務執行担当者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ　業務執行担当者の旧氏及び名を、当該業務執行担当者の氏名に併せて法第二十六条の七第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該業務執行担当者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ　業務執行担当者が法第二十六条の九第十号ハ（同条第九号ニに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　業務執行担当者が法第二十六条の九第十号イ及びロ並びにハ（同条第九号ハからホまでに係る部分に限る。）のいずれにも該当しない者であることを当該業務執行担当者が誓約する書面

四　特定非財務情報監査証明に係る業務に係る契約の締結を予定している者の名称を記載した書類

五　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

六　株式会社にあっては、特定主要株主及び主要株主に関する次に掲げる事項を記載した書面

イ　商号、名称又は氏名

ロ　本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）

ハ　法人であるときは、代表者の氏名

ニ　保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）の数及び当該議決権を総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）で除した割合

七　法第二十六条の九第五号に規定する業務管理体制の整備状況の確認のために必要な書類

2　前項第五号に掲げる書類を添付する場合において、当該書類が電磁的記録で作成されているときは、書

類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（電磁的記録）

第二十一条　法第二十六条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧）

第二十二条　金融庁長官は、その登録をした特定非財務情報監査証明業者に係る特定非財務情報監査証明業者登録簿を金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる業務管理体制）

第二十三条　法第二十六条の九第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものを含む体制とする。

一　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令等遵守に関する措置を含む。）がとられていること。

二　第十四条第四項に規定する基準に準拠していること。

三　業務の品質の管理（業務に係る契約の締結及び更新、業務執行担当者その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の特定非財務情報監査証明に係る業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）に係る専任の部門の設置又は業務の品質の管理に主として従事する者の選任

四　経営管理の状況、特定非財務情報監査証明に係る業務における情報通信技術の活用の状況、人材の確保の状況その他の当該特定非財務情報監査証明業者の特定非財務情報監査証明に係る業務に利害関係を有する者が当該特定非財務情報監査証明業者の概況並びに業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を理解するために有用な事項を公表する体制

（心身の故障により特定非財務情報監査証明に係る業務を適正に行うことができない者）

第二十四条　法第二十六条の九第九号ハに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により特定非財務情報監査証明業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識及び経験を有する者の基準）

第二十五条　法第二十六条の九第十号ニに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識として、次に掲げる事項に係る知識を有すること。

イ　サステナビリティ開示基準

ロ　第十四条第三項に規定する一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準

ハ　その他特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要であると認められる事項

二　特定非財務情報監査証明業者による三年以上の特定非財務情報監査証明に係る業務の経験を有すること。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十六条　法第二十六条の十第一項の規定により届出を行う特定非財務情報監査証明業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第一号様式により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該書類は、当該届出書

の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　法第二十六条の七第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第二十六条の七第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ　新たに役員となった者に関する次に掲げる書類

⑴　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

⑵　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

⑶　役員の旧氏及び名を、当該役員の氏名に併せて第一号様式により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、⑵に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

⑷　役員が法第二十六条の九第九号ニに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

⑸　役員が法第二十六条の九第九号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三　法第二十六条の七第一項第四号に掲げる事項について変更があった場合　新たに業務執行担当者となった者に関する次に掲げる書類

イ　新たに業務執行担当者となった者の履歴書

ロ　新たに業務執行担当者となった者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ　新たに業務執行担当者となった者の旧氏及び名を、当該業務執行担当者の氏名に併せて第一号様式により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該業務執行担当者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ　新たに業務執行担当者となった者が法第二十六条の九第十号ハ（同条第九号ニに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　新たに業務執行担当者となった者が法第二十六条の九第十号イ及びロ並びにハ（同条第九号ハから

ホまでに係る部分に限る。）のいずれにも該当しない者であることを当該業務執行担当者が誓約する書面

ヘ　新たに業務執行担当者となった者が前条各号に掲げる基準に該当することを確認するために必要な事項として第十九条に規定する事項を記載した書類

四　第十七条第一号に掲げる事項について変更があった場合　第二十条第一項第六号イからニまでに掲げる事項を記載した書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十七条　法第二十六条の十第三項の規定により届出を行う特定非財務情報監査証明業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第十八条各号に掲げる事項（その内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二節　業務

（業務管理体制の整備）

第二十八条　法第二十六条の十三の規定により特定非財務情報監査証明業者が整備しなければならない業務

管理体制は、第二十三条各号に掲げるものを含む体制とする。

（連続する事業年度の期間に準ずるもの）

第二十九条　法第二十六条の十七に規定する連続する事業年度の期間に準ずるものとして内閣府令で定める事業年度の期間（同条に規定する事業年度の期間をいう。以下この条において同じ。）は、連続する事業年度の期間において、特定非財務情報監査証明に係る業務を行わない連続する事業年度の期間が令第五条の九第二項に規定する事業年度の期間未満である場合に、当該特定非財務情報監査証明に係る業務を行わない事業年度の期間においても当該特定非財務情報監査証明に係る業務を行ったものとみなして計算した事業年度の期間が七事業年度の期間となる場合における当該七事業年度の期間とする。

（業務執行担当者の就職の制限）

第三十条　法第二十六条の十八ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について特定非財務情報監査証明に係る業務を執行した業務執行担当者（業務執行担当者であった者を含む。以下この号において同じ。）が就職制限会社等（業務執行担当者が法第二十六条の十八本文の規定によりその役員に就いてはならないとされる

会社等をいう。以下この号において同じ。）以外の会社等の役員に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなった場合において、当該業務執行担当者が合併後存続する会社等の役員に就くこととなった場合（当該業務執行担当者が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員に就く際に、当該合併について知っていた場合を除く。）

二　その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合

（研修の内容）

第三十一条　特定非財務情報監査証明業者は業務執行担当者に次に掲げる事項に関する研修を受けさせなければならない。

一　サステナビリティ開示基準その他特定非財務情報の作成に関する事項

二　第十四条第三項に規定する一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準その他特定非財務情報監査証明に関する事項

三　特定非財務情報監査証明に係る業務に関する法規及び倫理に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要であると認められる事

項

（研修を行う者）

第三十二条　法第二十六条の十九に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる事項を満たす者であって金融庁長官の承認を受けたものとする。

一　研修（法第二十六条の十九の規定による研修をいう。以下この条において同じ。）を公正かつ適格に遂行できる体制が整備されていること。

二　その行おうとする研修の講師が第二十五条第一号イからハまでに掲げる事項に係る知識のうち担当する科目の知識を有すること。

三　前二号に掲げるもののほか、研修を公正かつ適格に遂行するため必要と認められる事項

2　研修を行おうとする者が前項の承認（第四項及び第六項において単に「承認」という。）を受けようとする場合には、第二号様式により作成した申請書に次に掲げる書類を添えて、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　研修に関する規程（研修の内容及び方法並びに時間に関する事項を含む。）

二　代表者及び研修責任者の名簿（氏名及び略歴を記載すること。）

三　研修の講師が特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識を有していることを説明する書類

四　定款（申請者が特別の法律により設立された法人である場合にあっては会則も含む。）又は寄付行為

五　登記事項証明書

六　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録又は貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

七　申請者の代表者及び研修責任者のうちに、法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がないことを誓約する書面

3　前項第四号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（第二十一条に定めるものに限る。）を添付することができる。

4　承認を受けた者（以下この条において「承認研修機関」という。）がその所在地、名称、代表者若しくは研修責任者を変更しようとするとき又は前項第一号に規定する研修に関する規程を変更しようとすると

きは、あらかじめその旨を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

5　承認研修機関は、研修の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を金融庁長官に届け出なければならない。

一　休止又は廃止の理由及びその予定期日

二　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

6　金融庁長官は、承認研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一　不正の手段により承認を受けたとき。

二　第二項の承認申請書及びこれに添付すべき書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。

三　研修の業務に関し法令に違反したとき。

7　承認研修機関は、事業年度ごとに、研修の計画及び当該研修に関する事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（業務上作成した書類）

第三十三条　特定非財務情報監査証明業者は、法第二十六条の二十に規定する書類の保存期間を定め、当該

書類をその実施した特定非財務情報監査証明の手続が終了した日から当該保存期間の満了する日までの間保存しなければならない。

2　法第二十六条の二十に規定する内閣府令で定める資料は、特定非財務情報監査証明業者が他人の求めに応じて特定非財務情報監査証明を行うに際して作成した資料その他の書類とする。

第三節　経理

（計算書類等の作成等）

第三十四条　法第二十六条の二十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、附属明細書とする。

2　特定非財務情報監査証明業者は、貸借対照表、損益計算書及び前項の附属明細書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

（附属明細書）

第三十五条　前条第一項の附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定非財務情報監査証明業者の貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一　有形固定資産及び無形固定資産の明細

二　引当金の明細

三　販売費及び一般管理費の明細

（事業報告書に記載すべき事項等）

第三十六条　法第二十六条の二十一第一項に規定する事業報告書には、業務の概況のほか、役員及び使用人等の概況、特定主要株主及び主要株主の概況、営業所又は事務所の概況並びに特定非財務情報監査証明を実施した特定提出者の数等を記載しなければならない。

2　前項の事業報告書は、第三号様式により作成するものとする。

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十七条　法第二十六条の二十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　特定非財務情報監査証明業者の概況に関する次に掲げる事項

イ　商号又は名称

ロ　登録年月日及び登録番号

ハ　法第二十六条の七第一項第七号及び第十七条各号に掲げる事項

ニ　株式会社にあっては、第二十条第一項第六号ニに掲げる事項

二　業務の概況に関する次に掲げる事項

イ　特定非財務情報監査証明業者の沿革

ロ　業務の概要に関する次に掲げる事項

(1)　ハ(1)から(3)までに掲げる業務又は事業の概要

(2)　当該事業年度において新たに開始した業務その他の説明書類に記載すべき重要な事項がある場合には、当該事項

ハ　次に掲げる業務又は事業の状況（(1)に掲げる業務にあっては特定非財務情報監査証明を実施した特定提出者の数及び商号又は名称を含み、(2)に掲げる業務にあっては当該業務を提供している会社等の数を含む。）

(1)　特定非財務情報監査証明に係る業務

(2)　特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務

(3)　特定非財務情報監査証明に係る業務以外の他の事業（特定非財務情報の作成、特定非財務情報に

関する調査若しくは立案又は特定非財務情報に関する相談に応ずることを業とするものに限り、(2)に掲げる業務に該当するものを除く。）

ニ　業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲げる事項

(1)　業務の執行の適正を確保するための措置

(2)　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置並びにこれらの評価の結果

(3)　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

ホ　他の特定非財務情報監査証明業者その他の者との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1)　当該業務上の提携を行う当該特定非財務情報監査証明業者その他の者の名称又は氏名

(2)　当該業務上の提携を開始した年月

(3)　当該業務上の提携の内容

ヘ　外国特定非財務情報監査証明事務所等との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1)　当該業務上の提携を行う当該外国特定非財務情報監査証明事務所等の商号又は名称

(2)　当該業務上の提携を開始した年月

⑶　当該業務上の提携の内容

⑷　当該外国特定非財務情報監査証明事務所等が特定非財務情報監査証明業者と同一のネットワークに属する場合には、当該ネットワーク及び当該ネットワークにおける取決めの概要

三　役員及び業務執行担当者の概況に関する次に掲げる事項

イ　役員及び業務執行担当者の数

ロ　業務執行担当者の選任の方針

ハ　特定非財務情報監査証明業者の活動に係る重要な事項に関する意思決定を役員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成（当該合議体を構成する役員の数を含む。）

四　営業所又は事務所の概況に関する次に掲げる事項（営業所又は事務所が二以上あるときは、営業所又は事務所ごとの次に掲げる事項を含む。）

イ　名称

ロ　所在地

ハ　当該営業所又は事務所に勤務する役員及び業務執行担当者の数並びに使用人の数（専門職員（特定

非財務情報監査証明に係る業務に関する専門的知識を有する使用人のうち業務執行担当者以外の者であって、特定非財務情報監査証明業者が定めたその選任に関する要件を満たしたものに限る。ニにおいて同じ。）及びそれ以外の使用人の区分ごとの内訳を含む。）

ニ　特定非財務情報監査証明業者が定めた専門職員の選任に関する要件の内容

五　組織の概要

六　財産の概況に関する次に掲げる事項

イ　直近の二事業年度（直近事業年度の前事業年度の計算書類を作成していない場合は、直近の事業年度。ロにおいて同じ。）の売上高（役務収益を含む。）の総額（特定非財務情報監査証明に係る業務、特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務及びその他の業務の区分ごとの内訳を含む。）

ロ　直近の二事業年度の計算書類

2　前項第二号ニ⑵に規定する業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　基準日（特定非財務情報監査証明業者が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

の評価を行うために設定した事業年度中の一定の日をいう。第三号において同じ。）

二　業務の品質の管理の目的

三　基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

四　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について特定非財務情報監査証明業者を代表して責任を有する者による評価の結果及びその理由

五　前号の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を特定非財務情報監査証明業者に提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）

第三十八条　外国法人である特定非財務情報監査証明業者は、令第五条の十ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　登録年月日及び登録番号

三　説明書類（法第二十六条の二十二に規定する説明書類をいう。以下この条及び次条において同じ。）の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間

四　説明書類に係る事業年度終了の日

五　説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された外国法人である特定非財務情報監査証明業者の代表者（国内における代表者を含む。第四十四条第二項第二号において同じ。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人である特定非財務情報監査証明業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置いて

公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。

4　前項の承認は、同項の外国法人である特定非財務情報監査証明業者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（説明書類の縦覧方法）

第三十九条　特定非財務情報監査証明業者は、説明書類の写しを全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

２　二以上の特定非財務情報監査証明業者（当該二以上の特定非財務情報監査証明業者が関係法人（法第二十六条の二十七に規定する関係法人をいう。）であり、かつ、共通の国内における代表者を有する場合に限る。）が共同して特定非財務情報監査証明を業として行う場合には、当該二以上の特定非財務情報監査証明業者が共同して説明書類を作成し、公表することができる。

第四節　監督

（廃業等の届出）

第四十条　法第二十六条の二十三第一項の規定により届出を行う特定非財務情報監査証明業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第二十六条の二十三第一項第一号に該当する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　廃止の年月日及び理由

二　法第二十六条の二十三第一項第一号に該当する場合（分割により特定非財務情報監査証明業に係る事業の全部を承継させたときに限る。）　次に掲げる事項

イ　承継先の商号又は名称

ロ　分割の年月日及び理由

三　法第二十六条の二十三第一項第一号に該当する場合（特定非財務情報監査証明業の全部を譲渡したときに限る。）　次に掲げる事項

イ　譲渡先の商号、名称又は氏名

ロ　譲渡の年月日及び理由

四　法第二十六条の二十三第一項第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法

五　法第二十六条の二十三第一項第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ　破産手続開始の決定を受けた年月日

六　法第二十六条の二十三第一項第四号に該当する場合　解散の年月日及び理由

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第二十六条の二十三第一項第二号に該当する場合　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二　法第二十六条の二十三第一項第三号に該当する場合　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

（所在不明者の公告）

第四十一条　法第二十六条の二十四第四項の規定による公告は、官報により行うものとする。

（監督処分の公告）

第四十二条　法第二十六の二十五の規定による公告は、官報により行うものとする。

第五節　認定特定非財務情報監査証明業協会

第四十三条　令第五条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条の二十九第一項の規定による認定（次号において単に「認定」という。）の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

二　認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四　役員の履歴書

五　役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

六　役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第五条の十一第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

七　その他参考となる事項を記載した書類

第六節　雑則

第四十四条　外国法人である特定非財務情報監査証明業者は、令第五条の十二ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　登録年月日及び登録番号

三　事業報告書（法第二十六条の三十八の規定により読み替えて適用する法第二十六条の二十一第一項に規定する事業報告書をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の提出に関し当該承認を受けようとする期間

四　事業報告書に係る事業年度終了の日

五　事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された外国法人である特定非財務情報監査証明業者の代表者が当該承認申請書

の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人である特定非財務情報監査証明業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4　前項の承認は、同項の外国法人である特定非財務情報監査証明業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内

容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

第四章　雑則

（法令違反等事実の通知）

第四十五条　特定非財務情報監査証明を行うに当たり特定提出者における法令違反等事実（法第二十六条の四十一第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十六条の四十一第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した特定非財務情報監査証明業者は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次条に定める方法により、当該特定提出者のガバナンスに責任を負う者（法第二十六条の四十一第四項において準用する同条第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第四十六条　法第二十六条の四十一第四項において準用する同条第一項から第三項までに規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

（意見の申出の手続）

第四十七条　法第二十六条の四十一第四項において準用する同条第二項の申出をしようとする特定非財務情報監査証明業者は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

一　特定非財務情報監査証明業者の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地

二　特定提出者の商号又は名称

三　法第二十六条の四十一第四項において準用する同条第一項の規定による通知を行った日

四　意見の要旨

五　意見の内容（法第二十六条の四十一第四項において準用する同条第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の日から五年を経過する日までの間に行われた申請（当該日までに法第二十六条の七第一項の登録申請書及びその添付書類が提出されたものに限る。）については、次のいずれかに掲げる経験は第二十五条第二号に規定する経験とみなす。

一　上場会社等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。次号において同じ。）の財務書類（同法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。）について、同法第二条第一項の業務を行った三年以上の経験（当該業務を行った者の補助者として従事した場合を含む。）

二　第十四条第四項の規定により金融庁長官が定める基準又はこれに類する基準（国際的に共通したサステナビリティ情報（開示府令第十九条第二項第十二号の六に規定するサステナビリティ情報をいう。）

に対する特定非財務情報監査証明に類する証明に関する基準として使用されることを目的とした基準についての調査研究及び作成を業として行う団体が作成及び公表を行ったものに限る。）に準拠して、上場会社等の記載対象書類に記載する特定非財務情報又はこれに類する情報（上場会社等が任意に作成及び公表する書類に記載される情報を含む。以下この号において特定非財務情報等という。）について、次に掲げるいずれかの結論又は意見を述べる業務を行った三年以上の経験（当該業務を行った者の補助者として従事した場合を含む。）

イ　特定非財務情報等について、当該上場会社等が決定した作成基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

ロ　特定非財務情報等について、当該上場会社等が決定した作成基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

ハ　特定非財務情報等が、当該上場会社等が決定した作成基準に準拠して作成していると認められるかどうかの意見

ニ　特定非財務情報等が、当該上場会社等が決定した作成基準に準拠して全ての重要な点において適正

に表示していると認められるかどうかの意見

2　前項の規定により同項第二号に掲げる経験を第二十五条第二号に規定する経験とみなした場合は、法第二十六条の七第一項の規定により提出する登録申請書及びその添付書類に、前項第二号の規定による業務を行った者が同号に規定する基準（業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関するものに限る。）に準拠していると判断した根拠を記載した書面を併せて提出しなければならない。

第一号様式（第十六条、第二十六条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　（郵便番号　　－　　）
所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の役職氏名

登　録　申　請　書

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 26 条の７第１項の規定により同法第 26 条の６の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）

商号又は名称	
資本金の額又は出資の総額（外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添１のとおり
役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称及び業務執行担当者の氏名	別添２のとおり
主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地並びに特定非財務情報監査証明業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添３のとおり
他に行っている事業の種類	別添４のとおり
登録申請者（株式会社に限る。）の特定主要株主の商号、名称又は氏名及び主要株主の商号、名称又は氏名	別添５のとおり
登録申請者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名並びに当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地	別添６のとおり

（第３面）

（別添１：資本金の額又は出資の総額（外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額））

資本金の額又は出資の総額	年月日
	年　　月　　日　現在

（第４面）

（別添２：役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称及び業務執行担当者の氏名）

（　　年　　月　　日現在）

役員	
氏名又は名称	役職名

業務執行担当者の氏名

（第５面）

（別添３：主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地並びに特定非財務情報監査証明業を行う営業所又は事務所の名称及び所在

地）

（　　年　　月　　日現在）

主たる営業所又は事務所	
名称	所在地

特定非財務情報監査証明業を行う営業所又は事務所	
名称	所在地

（第６面）

（別添４：他に行っている事業の種類）

（　　年　　月　　日現在）

他に行っている事業の種類

（第７面）

（別添５：登録申請者（株式会社に限る。）の特定主要株主の商号、名称又は氏名及び主要株主の商号、名称又は氏名）

（　　年　　月　　日現在）

特定主要株主の商号、名称又は氏名

主要株主の商号、名称又は氏名

（第８面）

（別添６：登録申請者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名並びに当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地）

（　　年　　月　　日現在）

国名	監督の有無	行政機関等	
		名称	所在地

（記載上の注意）

1　「国名」欄には、当該登録申請者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の名称を記載すること。

2　当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、「監督の有無」の欄に「有」と記載し、併せて「行政機関等」の欄に当該行政機関等の名称及び所在地を記載すること。

（第９面）

登録免許税領収証書貼付欄

第二号様式（第三十二条第二項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

申請者　（郵便番号　　－　　）
住所又は所在地
電話番号（　　）　　－
商号又は名称
代表者の役職氏名

研修実施者承認申請書

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（令和　　年内閣府令第　　号）第 32 条第２項の規定に基づき、研修者の承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

申請者の主たる事務所の所在地

申請者の名称

（注意事項）

この申請書には、①研修に関する規程（研修の内容及び方法並びに時間に関する事項を含む。）、②代表者及び研修責任者の名簿（氏名及び略歴を記載すること。）、③研修の講師が特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識を有していることを説明する書類、④定款（申請者が特別の法律により設立された法人である場合にあっては会則も含む。）又は寄付行為、⑤登記事項証明書、⑥申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録又は貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）、並びに⑦申請者の代表者及び研修責任者のうちに、法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がないことを誓約する書面を、それぞれ添付すること。

第三号様式（第三十六条第二項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期　　年　月　日から
年　月　日まで　事業報告書

金融庁長官　殿

年　月　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

一．業　務　の　概　況

１．説明書類に記載すべき事項

２．業務の内容

⑴　特定非財務情報監査証明に係る業務等

種別	特定提出者等の数	対前事業年度増減	備考
①　特定非財務情報監査証明に係る業務	（　　）社	（　　）社	
②　特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務（一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準及び慣行に従って実施されるものに限る。）	（　　）	（　　）	
③　②以外の特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務	（　　）	（　　）	
計	（　　）	（　　）	

⑵　特定非財務情報監査証明に係る業務等以外の業務

区分	対象会社等数	対前事業年度増減	収入金額	備考
特定提出者	社	社	千円	
その他の会社等				
その他	―――――	―――――		

⑶　関係会社等の状況

名称	代表者名	所在地	出資金 又は 資本金	売上高	所有割合	事業の内容
			百万円	百万円	% (　　) [　　]	
					 (　　) [　　]	

３．審査の状況

項目	内容
審査担当責任者	
審査担当者数	
審査対象の範囲	
審査方法等	

⑴審査方式の種別	①コンカリング・レビュー・パートナー方式　②会議体方式 ③その他（　　）
⑵審査を行う基準及び具体的な方法等	
⑶意見が不一致の場合の調整方法	
⑷重点審査項目	

（審査体制の組織図）

４．特定非財務情報監査証明に係る業務の定期的検証の状況

項目	内容
検証担当責任者	
検証担当者数	
検証範囲及びその決定方法	
検証実施件数	
検証方法	

重点検証項目	
検証結果概要	

５．外国特定非財務情報監査証明等事務所等又はその他の者との提携状況

提携先の事務所等の名称	提携年月日	提携の内容	当事業年度中の主な実績

（備　考）

外国特定非財務情報監査証明等事務所等への業務執行担当者、使用人派遣状況

派　遣　先		役員	使用人			目的及び期間
外国特定非財務情報監査証明等事務所等の名	所在地	業務執行担当者以外の者	業務執行担当者	専門職員	その他の使用人	

6．賠償責任保険の加入状況

保険の名称	契約年月日	保険金額	引受けを行う者の商号又は名称	当該事業年度中の保険料
		千円		千円
備考				

7．訴訟事件の概要

二．役員及び使用人等の概況

1．役員及び使用人等の状況

	役員		顧問相談役等	使用人				
		業務執行担当者			業務執行担当者	専門職員	補助職員	その他の事務職員等
人数	人〔 〕	人〔 〕	人（ ）	人（ ）	人（ ）	人（ ）	人（ ）	人（ ）
前事業年度増減	人	人	人	人	人	人	人	人

業務執行担当者の選任方針及び専門職員の選任に関する要件

項目	選任方針又は選任に関する要件
業務執行担当者	
専門職員	

研修の実施状況

実施年月日	実施主体	研修名	定期・不定期の別	対象者	参加人数	内容

					人	

２．主たる役員の状況

役職名 （担　当）	氏名 （生年月日及び住所）	略歴	備考

顧問、相談役等の状況

役職名	氏名	年齢	就任年月日	常勤・非常勤の別	職務内容	主要職歴
		歳				

三．特定主要株主及び主要株主の概況

１．特定主要株主の概況

商号、名称又は氏名	所在地又は住所	発行済株式の総数に占める 持株数の割合

２．主要株主の概況

商号、名称又は氏名	所在地又は住所	発行済株式の総数に占める 持株数の割合

四．営業所又は事務所の概況

営業所名 事務所名	所在地	設置年月日	備考
(主)			
(従)			
計			

営業所 総事務所数＿＿＿＿ヵ所	

営業所名 事務所名	役員数		顧　問 相談役 等　数	使用人数				計
	業務執行担当者	業務執行担当者以外		業務執行担当者	専門職員	補助職員	その他の事務職員等	
(主)	人 〔　〕	人 〔　〕	人 (　)	人 (　)	人 (　)	人 (　)	人 (　)	人
(従)	〔　〕	〔　〕	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	
	〔　〕	〔　〕	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	
計	〔　〕	〔　〕	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	

営業所名 事務所名	特定提出者等の数			備考
	①　特定非財務情報監査証明に係る業務	②　特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務（一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準及び慣行に従って実施されるものに限る。）	③　②以外の特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務	
(主)	社 (　)	社 (　)	社 (　)	
(従)	(　)	(　)	(　)	

計	（　　）	（　　）	（　　）	

五．特定提出者の内訳

（単位　百万円）

特定提出者の名称	決算期	資本金	業務執行担当者	備考
合計＿＿社				

六．その他

（記載上の注意）

一．業務の概況

１．説明書類に記載すべき事項

法第 26 条の 22 に規定する説明書類に記載すべき事項を記載すること。ただし、当該説明書類を添付する場合には、記載を要さない。

２．業務の内容

⑴　特定非財務情報監査証明に係る業務等

ａ．「特定提出者等の数」欄は、当事業年度末現在の特定提出者の数及び特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務を提供している場合における当該業務の提供先である者の数を記載すること。

ｂ．「対前事業年度増減」欄は、前事業年度からの増減数を記載すること。なお、減の場合は、▲を付すこと。

ｃ．この様式において「特定非財務情報監査証明に係る業務」とは、法第 26 条の５第１項の規定により行われる特定非財務情報監査証明に係る業務をいう。

ｄ．この様式において「特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務」とは、特定非財務情報又はこれに類する情報について監査証明を行う業務であって、法第 26 条の５第１項の規定により行われる特定非財務情報監査証明に係る業務以外のものをいう。

ｅ．特定非財務情報監査証明に係る業務に類する業務については、一般に公正妥当と認められる特定非財務情報監査証明に関する基準及び慣行に従って実施される業務及びその他の業務に区分して記載すること。

⑵　特定非財務情報監査証明に係る業務等以外の業務

特定非財務情報監査証明に係る業務等（特定非財務情報監査証明に係る業務及びこれに類する業務をいう。以下同じ。）以外の業務について、特定提出者に対して行った業務、その他の会社等に対して行った業務及びこれら以外の出版その他の業務に区分して記載すること。

⑶　関係会社等の状況

ａ．この場合における関係会社等とは、次に掲げる会社等をいう。

⒜　特定非財務情報監査証明業者の子会社等

⒝　特定非財務情報監査証明業者の関連会社等（特定非財務情報監査証明業者（当該特定非財務情報監査証明業者が子会社等を有する場合には、当該子会社等を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社等以外の他の会社等とする。以下⑶において同じ。）

⒞　特定非財務情報監査証明業者の親会社等（令第５条の６第２項に規定する親会社等をいう。以下⑶において同じ。）

⒟　特定非財務情報監査証明業者が他の会社等の関連会社等である場合における当該他の会社等

ｂ．当事業年度に係る特定非財務情報監査証明業者の関係会社等について、親会社等、子会社等、関連会社等及びその他の関係会社等に分けて、その名称、代表者名、所在地、出資金又は資本金、売上高、議決権に対する特定非財務情報監査証明業者の（被）所有割合及び事業の内容を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社等については、その社数のみを記載することに止めることができる。

ｃ．関係会社等の議決権に対する特定非財務情報監査証明業者の所有割合については、特定非財務情報監査証明業者の他の子会社等による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社等の議決権の総数に対する特定非財務情報監査証明業者及び当該他の子会社等が所有する当該関係会社等の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を（　）内に内書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。

ｄ．自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社等又は関連会社等として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて［　］内に外書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。

３．審査の状況

ａ．特定非財務情報監査証明に係る審査（特定提出者の記載対象書類に記載される特定非財務情報に係る結論又は意見を表明するに先立ち、結論又は意見の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることをいう。以下３．において同じ。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。

ｂ．「審査対象の範囲」欄については、審査が必要とされる契約の種別を記載すること。

ｃ．この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審査について会議体方式をとらず、審査対象となる特定非財務情報監査証明に係る業務執行担当者以外の特定の者により審査を行う方式をいう。

なお、「審査方式の種別」欄においては、該当する審査方式を○で囲むものとし、「③その他」に該当する場合には、その概要を（　）内に簡潔に記載すること。

４．特定非財務情報監査証明に係る業務の定期的検証の状況

特定非財務情報監査証明業者としての業務の品質の管理に関する方針と手続が適切に策定され、効果的に運用されていることを当該特定非財務情報監査証明業者が確かめる措置の状況について記載すること。

５．外国特定非財務情報監査証明等事務所等又はその他の者との提携状況

ａ．特定非財務情報監査証明に係る業務、特定非財務情報に関する相談業務等について外国特定非財務情報監査証明等事務所等（外国において、特定非財務情報又はこれに類する情報に係る監査証明業務、

これらの情報に関する相談業務等を営む者をいう。ｃ．において同じ。）又はその他の者と提携している場合には、その提携先、提携（契約）年月日、提携の内容について具体的に記載すること。

ｂ．「当事業年度中の主な実績」欄には、研修会の開催、顧客の紹介等業務提携の主な実績を具体的に記載すること。

ｃ．当事業年度末現在において外国特定非財務情報監査証明等事務所等へ役員又は使用人を派遣している場合は、「備考」欄に派遣先等を記載すること。なお、外国特定非財務情報監査証明等事務所等の在日事務所への派遣についても記載すること。

６．賠償責任保険の加入状況

特定非財務情報監査証明業者が、その業務に関する賠償責任保険に加入している場合に記載すること。

７．訴訟事件の概要

当該事業年度においてその業務に関する訴訟事件がある場合には、当該訴訟事件の概要を記載すること。

二．役員及び使用人等の概況

１．役員及び使用人等の状況

ａ．当事業年度末現在の役員及び使用人等の状況について記載すること。

ｂ．この様式において「顧問、相談役等」とは、役員以外の者で、顧問、相談役その他これらに準ずる地位にある者をいう。

ｃ．この様式において「専門職員」とは、第 37 条第１項第４号ハに規定する専門職員をいう。

ｄ．この様式において「補助職員」とは、使用人のうち、専門職員以外の者で、業務執行担当者が行う特定非財務情報監査証明に係る業務を補助している者をいう。

ｅ．この様式において「その他の事務職員等」とは、業務執行担当者、専門職員及び補助職員以外の使用人をいう。

ｆ．特定非財務情報監査証明業者を代表すべき役員を特に定めている場合における当該役員（以下「代表役員」という。）の数を、該当箇所に〔　〕内書すること。

ｇ．非常勤職員がいる場合には、(　)外書すること。

（業務執行担当者の選任方針及び専門職員の選任に関する要件）

業務執行担当者の選任方針（業務執行担当者が第 25 条各号に掲げる基準を満たしていることを確認するために特定非財務情報監査証明業者が定めた要件を含む。）並びに専門職員が、特定非財務情報監査証明に係る業務の従事に必要な一定の知識及び経験を有する者の基準を満たしていることを確認するために、特定非財務情報監査証明業者が定めたその選任に関する要件を記載すること。

（研修の実施状況）

当事業年度において、法第 26 条の 19 の規定により特定非財務情報監査証明業者が業務執行担当者に受けさせた研修並びに役員及び使用人を対象に当該特定非財務情報監査証明業者が主催した研修会等について、その主なものを記載すること。

２．主たる役員の状況

ａ．当事業年度末現在、法人の運営を担当する主な役員について記載すること。なお、特に担当者を定めていない場合で、代表役員がいる場合は、当該代表役員について記載すること。また、提出日までの間に異動等があった場合には、その概要を「備考」欄に記載すること。

ｂ．「略歴」欄には、最終学歴、特定非財務情報監査証明業者加入年月日、現職就任年月日等を記載すること。

（顧問、相談役等の状況）

「役員及び使用人等の状況」において「顧問、相談役等」を記載した場合には、氏名、役職名等を記入すること。

三．特定主要株主及び主要株主の概況

特定非財務情報監査証明業者（株式会社である場合に限る。）の株主のうちに特定主要株主（法第 32 条第４項に規定する特定主要株主をいう。以下三．において同じ。）及び主要株主（法第 29 条の４第２項に規定する主要株主をいい、特定主要株主を除く。以下三．において同じ。）が含まれる場合には、当該特定主要株主の商号、名称又は氏名、所在地又は住所及び発行済株式の総数に占める持株数の割合並びに当該主要株主の商号、名称又は氏名、所在地又は住所及び発行済株式の総数に占める持株数の割合について、それぞれ記載すること。

四．営業所又は事務所の概況

ａ．「備考」欄には、営業所又は事務所の業務を統括する者の氏名を記載すること。

ｂ．当事業年度末現在の役員及び使用人等の状況について記載すること。

ｃ．代表役員がいる場合は、該当箇所に〔　〕内書すること。

ｄ．非常勤職員がいる場合には、（　）外書すること。

五．特定提出者の内訳

ａ．資本金は確定している直近決算期の額を記載すること。

ｂ．外国の法令に準拠し、特定非財務情報又はこれに類する情報（特定非財務情報監査証明又はこれに類する監査証明に係る業務を提供したものに限る。）を海外向けに提出している場合には、備考欄に国名、具体的な提出先及び特定非財務情報監査証明又はこれに類する監査証明に業務執行担当者として関与した者の氏名を記載すること。

ｃ．当事業年度中において契約を解除した会社については、特定提出者の名称及び備考欄に「契約解除」と記載するとともに解除理由についても記載すること。

ｄ．当事業年度中において新たに契約を締結した場合には、備考欄に「新規契約」と記載すること。

六．その他

１．特定非財務情報監査証明業者の役員及び業務執行担当者の氏名

第 16 条の登録申請書又は第 26 条の届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該旧氏及び名を変更した旨を記載した同条の届出書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．添付書類

特定非財務情報監査証明業者の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。